

宮城県角田市（国内 23 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 8 年 3 月 26 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：肉用あひる（あいがも）（約 9,000 羽）

発生家きん舎の構造：開放家きん舎

発生家きん舎の飼養形態：平飼い

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は令和 4 年シーズン国内 69 例目（令和 5 年 1 月 28 日発生）の発生農場であった。
- ② 平野部の河川堤防から 500m に位置し、周囲は小河川や水路、水田、雑木林や草地に囲まれていた。水田は耕起され、二番穂や落ち粃は少なかった。耕起されたのは比較的最近のことと考えられる。
- ③ 当該農場から 1km 以内の小河川ではカモ類は確認できなかった。河川本流の東北東 1.2km 地点では 14 羽のコガモ、南東 2.8km 地点ではマガモ 25 羽ほか合計 34 羽のカモ類、南南東 2.3km の河川敷の河跡湖でマガモ約 20 羽、カルガモ約 20 羽を確認した。また、北西 2.6 km のため池でコガモ 8 羽、ハシビロガモ 5 羽ほか合計 18 羽のカモ類を確認した。
- ④ 衛生管理区域は、平飼いの開放家きん舎 12 棟、敷料保管庫 2 棟、飼料調整庫、飼料保管庫及び堆肥舎からなり、家きん舎のうち 2 棟は育雛舎、10 棟は肥育舎として使用されており、うち肥育舎 1 棟は、発生時は空舎であった。衛生管理区域外に食鳥処理場が隣接していた。
- ⑤ 発生家きん舎は育雛舎 2 棟（2 号舎及び 4 号舎）であり、通報時、2 号舎には 13 日齢の約 1,100 羽の肉用あひるが、4 号舎には 7 日齢の約 980 羽及び 21 日齢の約 1,100 羽の 2 ロットの肉用あひるが飼養されていた。各ロットは区分して飼養されており、ロット間での接触はなかった。

3 通報の経緯・発生時の状況

- ① 3 月 23 日に、2 号舎の雛（平均死亡羽数 1.6 羽／日）について、活力低下や飼料摂取量の低下が見られるとともに、45 羽の死亡を確認。数日前からガスの不具合により暖房が作動せず、この日も同様に暖房が作動せず家きん舎内の気温が低下していたことから、農場主は寒さによる影響と考えたとのこと。当該活力低下等は 25 日まで継続していた。
- ② 24 日に 2 号舎で 25 羽の死亡を、4 号舎の 7 日齢のロット（平均死亡羽数 3.0 羽／日）で 14 羽の死亡を確認。
- ③ 25 日朝に 2 号舎で 142 羽の死亡を、4 号舎の 7 日齢のロットで 74 羽の死亡を確認し、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ④ 通報の約 1 か月前から、肥育舎内での死亡羽数がやや多く、育雛舎から肥育舎に移動させる時点のあひるの大きさにばらつきがあったとのこと。また、2 号舎の雛の活力は全体的に低下していたとのこと。
- ⑤ 調査時には、既に発生家きん舎の 2 棟と肥育舎数棟の殺処分が終了していたが、残りのほとんどの肥育舎で死亡個体や神経症状等の異状を呈する個体を複数認めた。

4 管理者及び従業員

- ① 農場では農場主及び従業員 3 名が勤務し、給餌や敷料交換等の家きん舎内での作業を担当。担当家きん舎は決まっていないとのこと。

- ② 食鳥処理場には 11 名の従業員が勤務していたが、処理場での作業のみに従事しており、うち 7 名が特定技能外国人とのこと。なお、直近 1 か月で海外渡航はなかったとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 衛生管理区域の出入口は、東側と南側の 2 箇所が設定されていた。衛生管理区域周囲にフェンス等の囲障はなかったものの、東側出入口にはバリケードが設置され、立入禁止の貼紙があった。また、南側出入口は使用しておらず、ロープで立ち入りを規制していた。
- ② 東側入口に車両消毒用の動力噴霧器、手指消毒スプレーを用意しているが、外来者が入場する際の実施は外来者に任せているとのこと。外来者の入退場・消毒の記録を求めているとのこと。
- ③ 衛生管理区域に入る際は、農場主は衛生管理区域に隣接する自宅で、他の従業員は衛生管理区域入口の従業員休憩室で衛生管理区域内用の作業着、長靴及び手袋を着用し、消石灰の踏込みを実施しているとのこと。自宅や従業員休憩室で、更衣前後の交差汚染防止措置は実施されていないとのこと。外来者は、専用作業着及び長靴の着用は実施していないとのこと。
- ④ 家きん舎に立ち入る際は、入口付近を高さ 30 cm 程度の板で囲って作成した前室で、家きん舎内用の長靴に履き替えているとのこと。消石灰踏込み槽を設置していたが、履き替え前後の動線は明確には区別されていなかった。手押し式の噴霧器と手指消毒用スプレーも設置されていた。
- ⑤ 飼料や敷料の搬出入用にそれぞれ 1 台ずつ重機を用いており、同じ重機が全ての肥育舎に出入りしていた。舎内に入る際、手押し式の噴霧器で消毒していたが、作業の前後を含め、洗浄等は行っていなかったとのこと。
- ⑥ 家きん舎周囲に消石灰を 1 週間に 1 回程度散布しているとのこと。
- ⑦ 初生雛は孵卵場 2 か所から 1 週間に 1 回程度、約 900 羽を導入しており、農場入り口の衛生管理区域外で輸送業者から受け取るか、農場の従業員が空港まで受け取りに行っており、導入時に他の農場の従業員等が衛生管理区域内に入ることはないとのこと。過去 21 日間の導入は、3 月 5 日、13 日、19 日であり、3 月 5 日と 19 日のロットは 4 号舎に、3 月 13 日のロットは 2 号舎に導入されている。輸送箱は使い捨てで、産業廃棄物業者が回収して焼却しているとのこと。
- ⑧ 初生雛は育雛舎に導入し、約 21 日齢で育雛舎内の大雛区画に移動していた。その後、約 28 日齢で肥育舎に移動し、約 70 日齢で、約 5 日間かけて舎内の全羽を、食鳥処理場へ搬出するとのこと。全ての移動は導入ロット単位で行われ、複数ロットが混在することはなかった。家きん舎間の移動には木枠台車を用いており、出入りの際は手押し式の噴霧器で洗浄・消毒を行っていたとのこと。
- ⑨ 育雛舎については、移動により空になった区画は、清掃・消毒後、7 日程度あけた後に再導入しているとのこと。
- ⑩ 食鳥処理場では、部分肉として真空パックに包装した後、同日中に出荷するか冷蔵・冷凍保管しているとのこと。直近の出荷は 3 月 24 日で、食鳥処理場内には未発送の製品が残っているとのこと。
- ⑪ 雛には配合飼料を、肥育用には大豆かす、米、食品残さ（パン工場のパンくずなど）等を自家配合した飼料を与えていた。雛への給餌では、タンクに保管された飼料を、重機を使って家きん舎内に搬入し、スコップで餌箱へ移していた。自家配合飼料はローダーで飼料調整庫から肥育舎に運び、給餌していた。
- ⑫ 配合飼料は外部業者が搬入し、衛生管理区域内の蓋つきの飼料タンクに投入していた。自家配合飼料の原料の一部は外部業者が搬入し、飼料保管庫に保管していた。食品残さは農場の従業員が食品工場へ取りに行くとのこと。混合済みの自家配合飼料及びその原料は飼料調整庫に紙袋、トランスバック又はバラ積みで保管されてい

た。

- ⑬ 給水は、水道水と地下水を混合して使用しているとのこと。
- ⑭ 全ての肥育舎には、常時給水される槽状の水飲み場が設置されており、溢れた水は家きん舎側面の穴から家きん舎外に流出していた（フロートあり）。排水は家きん舎間の排水路に流れ込み、そこを流れた後、農場外の用水路に流出するとのこと。
- ⑮ 日常的な健康観察は、朝の給餌の際に行っており、観察結果とともに、死亡羽数も記録しているとのこと。
- ⑯ 敷料として使用するおがくずやもみ殻は、従業員が搬入を行い、衛生管理区域内の敷料保管庫で保管されていた。

6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 肥育舎内の敷料は、1日に2、3家きん舎ずつ、汚れが目立つ部分のみ重機で交換しており、除去した敷料はビニルハウス製の堆肥舎で堆肥化しているとのこと。育雛舎内の敷料は毎日交換しているとのこと。
- ② 飼養管理時に回収した死亡あひるは、衛生管理区域内の死鳥保管庫で冷蔵保管するか堆肥舎内の蓋つきバケツに保管し、農場従業員が死鳥保管庫へ運搬する。週に5回、死鳥保管庫まで業者が取りに来て回収するとのこと。

7 野鳥・野生動物対策

- ① 発生家きん舎を含む家きん舎の側面の壁には、内側に金網（マス目は4.5cm×3cm）又は防鳥ネット（マス目は1.5cm×1.5cm）、外側にビニールシートが設置されていたが、金網とビニールシートに多数の破損や隙間を認めた。また、家きん舎の壁面や基礎部にも、破損や隙間を複数認めた。家きん舎内の給水場付近の側面基礎部の排水穴の一部にはネット等がなかった。
- ② 家きん舎内ではネズミやネコを見ることはないため、ネズミのワナは設置していないとのことだが、ネズミの糞は確認された。肥育舎内でネコによる食害を受けたと考えられる死亡あひるを確認した。
- ③ 飼料保管庫及び飼料調整庫の出入口はシャッターが設置されていたが、壁には隙間や破れがあり、調査中にもネコの出入りが確認されたほか、ネズミの糞が確認された。
- ④ 衛生管理区域内の南側には、前回発生後に設置されたビニルハウス製の堆肥舎及び敷料保管庫があり、破損等は確認されなかった。
- ⑤ 農場周辺でタヌキ等を見ることはあるが、農場内で見ることはないとのこと。調査時、農場及び農場周辺においてセグロセキレイ、ツグミ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバト、スズメ等を確認した。

8 その他

- ① 前回発生後の経営再開にあたっての家畜保健衛生所の指示事項と、調査時に確認された農場の状況は下記のとおり。

家畜保健衛生所の指示事項	調査時に確認された農場の状況
家きん舎の修繕	金網やビニールシートに多数の破損を確認
飼料調整庫の野生動物侵入防止対策（隙間の修繕、シャッターの設置）、動線の検討	出入口にシャッター設置済みだが、壁には隙間や破れがあり、ネコの出入りとネズミの糞を確認
敷料の新規保管場所の確保	敷料保管庫（ビニルハウス）を新設
堆肥舎の新設等、堆肥の保管方法の検討	堆肥舎（ビニルハウス）を新設
育雛舎から肥育舎への移動方法の検討	木枠台車を使用

家きん舎ごとの専用長靴及び前室の設置	家きん舎ごとに専用長靴、手指消毒スプレー及び前室を設置
場内の整理整頓、除草、家きん舎周囲の水路の清掃	整理整頓が不十分な箇所や雑草の繁茂箇所あり
飼養衛生管理マニュアルの作成、当該マニュアルに基づく清掃・消毒の実施	飼養衛生管理マニュアルを作成済み
車両消毒設備の設置	車両消毒用の動力噴霧器を設置
入退場の記録及び保管の徹底	入退場・消毒の記録を実施
農場出入口の石灰帯設置及びバリケード設置	農場出入口のバリケード設置、立入禁止の貼紙を設置

(以上)